

出店業者 各位

公益財団法人北上市体育協会  
会長 小田島 秀一  
(公印省略)

令和 3 年度テナント登録申請について (通知)

平素より当協会のスポーツ推進事業に対し格別なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 3 年度テナント登録申請を令和 3 年 4 月 1 日 (木) より開始することとなりました。つきましては、下記の出店業者及び販売物の制限と出店時の留意点をご確認のうえ登録についてご検討くださるようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化していることから現時点での対応であることを申し添えます。

記

1. 出店業者及び販売物の制限について

出店業者及び販売物の制限に関しては令和 3 年 4 月 1 日 (木) より次のとおりとしますので、令和 3 年度テナント登録申請及び出店申請前にご確認くださいようお願いいたします。

令和 3 年 4 月 1 日(木)から当面の間

※東北 6 県に本社もしくは支店、営業所を所有している業者に限る。

- (1) 衣類、アクセサリ、グッズ類などの物品の販売。
- (2) 写真撮影などのサービス。
- (3) 飲料 (アルコールを除く) の販売。
- (4) 食品の販売。ただし、調理したものに限る。

2. 出店時の留意点

公益財団法人北上市体育協会が管理する体育施設において出店をしようとする業者は、以下のことに留意してください。なお、出店時であっても、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策が十分でないと判断した場合、出店をお断りする場合があります。

- (1) 出店業者の代表者は、新型コロナウイルス感染防止のため自らが実施すべき事項をあらかじめ整理、計画し、代表者だけでなく、販売員や利用者等を含む関係者全員に感染防止に対する取組みを徹底させてください。
- (2) 出店業者の代表者は、出店当日の販売員の氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号）等の情報を取りまとめて管理すること。感染者が発生した場合、岩手県及び北上市からの要請により情報の提出を求める場合があります。
- (3) 出店当日に販売員の体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）は、自主的に出店を自粛してください。その場合において、納付された出店料は原則返金いたしません。
- (4) 出店位置は大会・イベント等の特性と感染防止策とを勘案し当協会において計画のうえ、出店日前日までに通知しますので、出店業者はその指示に従ってください。
- (5) 販売員は出店当日に記入した体調チェック記録票（様式1）を北上総合体育館事室所まで提出してください。また、販売時においてはマスクやフェイスガード、手袋を必ず着用の徹底をお願いします。
- (6) 出店業者は利用者が販売ブース付近において密な状態にならないよう誘導を行う販売員を配置してください。また、販売ブースには利用者が手指消毒を行えるよう、出店業者が持参した消毒液を必ず設置してください。
- (7) 出店終了後2週間以内に販売員等の関係者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、公益財団法人北上市体育協会に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告してください。
- (8) その他の出店に関する事案は公益財団法人北上市体育協会テナント設置要綱に準ずるものとします。

以上

※ご不明な点は公益財団法人北上市体育協会施設係までお問い合わせください。

公益財団法人北上市体育協会 担 当 施設係 高橋 憲一 電 話 0197-67-6720
----------------------------------------------------